

## ○落書きのない美しい奈良をつくる条例

平成十三年七月一日  
奈良県条例第六号

落書きのない美しい奈良をつくる条例をここに公布する。

### 落書きのない美しい奈良をつくる条例

私たちは、自然と共生し、先人のたゆまぬ努力と英知を積み重ねながら、特色ある伝統、文化をはぐくんでいた。私たちは、郷土を心から愛するものであり、この郷土を魅力にあふれ、歴史と文化の薫り高い誇りの持てるものにするとともに、快適な環境づくりに努めているところである。

しかしながら、道路、公園をはじめとしていたるところに落書きがはん濫し、郷土の美観と快適な暮らしが損なわれている現状は、私たちの心を痛めずにはおかないと。

こうした落書きのはん濫を防止し、美しい郷土を将来の世代へ引き継ぐことは、私たちの使命である。

このような認識の下に、落書き行為を防止することにより、私たち一人一人が自覚を持って、地域の美観を保持し、快適な生活環境の確保を図るとともに美しい奈良を築くため、ここにこの条例を制定する。

#### (目的)

第一条 この条例は、県及び県民等が一体となって落書き行為を防止することにより、地域の美観を保持し、県民の快適な生活環境の確保と美しい県づくりに資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において「落書き行為」とは、道路、公園その他の公共の施設又は他人の埠、建物その他の工作物等に、みだりに文字、図形等を描く行為であって、地域の美観を損ねるものという。

2 この条例において「県民等」とは、県民及び県内に滞在する者をいう。

#### (県の責務)

第三条 県は、この条例の目的を達成するため、市町村と協力し、啓発その他の方法により、落書き行為の防止について県民の理解を深めるよう努めるものとする。

#### (県民等の責務)

第四条 県民等は、落書き行為の防止について理解を深め、地域の美観の保持及び快適な生活環境の確保に努めるものとする。

#### (落書き行為の禁止)

第五条 何人も、落書き行為をしてはならない。

(平一六条例二・追加)

#### (罰則)

第六条 前条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

(平一六条例二・追加)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年条例第二号)

この条例は、平成十六年十月一日から施行する。